

第 11 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 11 月 19 日 開会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第11回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月19日（水） 午後2時から午後2時49分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 17人

1番	齊	藤	善	彦	2番	佐々木	吉	秋
3番	鈴	木	昇		4番	白	岩	勝
5番	関		正	美	6番	相	場	一
7番	加	藤	淳		8番	武	藤	作
9番	星		容	子	10番	伊	藤	文
11番	三	浦	宏	和	12番	柴	田	ますみ
13番	佐々木		和	昭	14番	加賀屋	慎	一
15番	鎌	田	悦	雄	16番	佐々木	繁	明
19番	佐	藤	きよ子					

5 欠席農業委員

17番 藤 田 修 18番 佐々木 英 久

6 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 会務報告
- 第4 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第5 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木	嘉	文	参	事	熊	谷	勝
参 事	工	藤	純	子	参 事	住	谷	一
副 参 事	稻	葉		隆	主席主査	木	内	亮
主席主査	勝	田	茂	満	主席主査	黒	澤	光
主 査	鈴	木	百	愛	主 任	佐	藤	拡
主 任	齋	藤	友	毅	主 任	越前屋	麻希子	

8 書 記

主 任 越前屋 麻希子

9 議事録署名委員

4番 白 岩 勝 5番 関 正 美

10 議事

事務局 (熊谷参考)	<p>ただいまから、令和7年第11回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。17番藤田修委員、18番佐々木英久委員です。</p> <p>本日、委員定数19名中、17名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しております、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	<p>それでは、第11回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がございますので、4番白岩勝委員、5番関正美委員にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。</p> <p>続きまして、日程第3の「会務報告」に移ります。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
14番加賀屋慎一委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「全国農業担い手サミット in かごしま」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐々木局長)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第115回常設審議委員会」および会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第46回理事会」について、私から報告します。
	【会務報告3・4の報告】

議長	次に、会務報告5の「令和7年度秋田県農業委員会大会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告5の報告】
議長	次に、会務報告6の「令和8年度秋田市農業施策等に対する要望書提出」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告6の報告】
議長	次に、会務報告7の「農業委員・農地利用最適化推進委員への女性登用促進に向けた地区別研修会」および会務報告8の「令和8年度の役員改選に向けた検討会議」について、12番柴田ますみ委員より報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告7・8の報告】
議長	次に、会務報告9の「地域計画策定に係る協議の場（河辺鶴養地区）」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告9の報告】
議長	次に、会務報告10の「令和7年度第2回農地利用最適化委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	【会務報告10の報告】
議長	次に、会務報告11の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告15の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (木内主席主査)	【会務報告11から15までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第4、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

議長	た15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	15番鎌田です。高橋推進委員から報告があり、何ら問題ありませんでしたのでご審議よろしくお願ひします。
議長	次に番号4について、現地を調査した酒井慶一推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員	10番伊藤です。先日酒井推進委員から連絡を受けました。[REDACTED]さんは親子で頑張っていて、大変優秀な方です。何ら問題ありませんのでよろしくお願ひします。
議長	次に番号5および番号6について、現地を調査した藤島岳洋推進委員および足利俊博推進委員から報告を受けた5番関正美委員から報告をお願いします。
5番関正美委員	5番関です。5番につきましては藤島岳洋推進委員から問題ないと報告を受けています。6番につきましても足利俊博推進委員から問題ないと報告を受けております。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に日程第5、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の7ページをご覧ください。 今回4件ございますが、はじめに番号1から番号3を一括で説明し、次に番号4を説明いたします。 まず、番号1から番号3について、番号1および番号2の借受人は[REDACTED] [REDACTED]。番号3の借受人は[REDACTED] [REDACTED]。番号1の貸出人は[REDACTED]。番号2の貸出人は[REDACTED]ほか2名。番号3の貸出人は[REDACTED]。施設の概要について、番号1は仮設道路、番号2は仮設道路、資材置場外、番号3は仮設トイレ、車輌置場外。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 農地転用許可申請説明資料は1ページから6ページをご覧ください。申

事務局

(勝田主席主査)

請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、借受人はいずれも県が発注する河川災害復旧工事や緊急予防治山工事を受注し、工事の施工に必要な仮設道路、資材置場、仮設トイレなどを設置するため、それぞれ申請地を一時転用しようとするものです。

立地基準のうち、農地位置について番号1および番号2は市街化調整区域内で農業振興地域内。番号3は都市計画区域外で農業振興地域内。農地区分について、番号3のうち一筆は第2種農地。ほかは農用地区域内農地です。

農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農地法施行令第11条第1号に規定する農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

一般基準のうち転用事業に必要な資力および信用について、資金計画はいずれも自己資金。過去の転用実績について、番号1および番号2はありで番号3はなし。工事完了日について、番号1および番号2は令和8年3月20日、番号3は令和8年3月19日まで。一体として利用する農地以外の土地は、番号1において太平八田字[REDACTED]ほか。土地改良区等からの意見書について、いずれも一時転用のためなしです。

被害防除のうち隣接に対する措置について、いずれも敷鉄板や盛土により仮設道路や資材置場等の高さを加減する。

排水計画のうち汚水について、番号1および番号2はなし。番号3は仮設トイレ。生活雑排水はいずれもなし。雨水はいずれも自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、いずれも事業終了後に敷鉄板や盛土を撤去し、整地等を行います。

現地はいずれも令和7年11月5日に確認しております。

なお、番号1および番号2について、現地確認した鈴木英弘推進委員より連絡を受けた佐々木英久委員から、申請地について特段問題ない旨の連絡を受けております。

続いて番号4。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

説明資料は7ページから8ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。

転用事業計画について、譲受人は夫婦で夫の実家に住んでいますが、夫婦の職場がある市内への移住を希望したことから、住宅を新築することとしました。住宅用地について、夫婦それぞれの実家から中間に位置すること、職場から近いことを条件に選定し、最も条件に近い申請地を転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農用地区域外、農地区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金、申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年6月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。

被害防除において、隣接に対する措置は、緩衝地を設ける、建物の高さを加減する。

排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。

現地は令和7年11月6日に確認しております。

事務局 (勝田主席主査)	説明は以上です。
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1および番号2について、先ほど事務局から説明があったとおりです。</p> <p>番号3について、現地を調査した鎌田文市推進委員から報告を受けた16番佐々木繁明委員から報告をお願いします。</p>
16番佐々木繁明委員	16番佐々木です。鎌田推進委員から報告を受けて、私も確認に行きました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	次に、番号4について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員から連絡がありまして、現地を確認しに行きました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いします。</p>
一 同	なし。
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p>

(午後2時49分終了)